

豊田市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 福祉有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第51条の7に規定する運営協議会として、豊田市福祉有償運送運営協議会を設置する。

(主宰)

第2条 豊田市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、豊田市長またはその指名する者が主宰する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定による福祉有償運送（省令第49条第3号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）の登録（法79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価並びに輸送の安全及び利用者利便の確保に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要と認められる事項

(構成員)

第4条 協議会の委員は、主宰者に加えて次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体に所属する者
 - (3) 福祉有償運送の旅客
 - (4) 中部運輸局長又はその指名する職員
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体に所属する者
 - (6) 福祉有償運送実施団体に所属する者のうち、その代表者が指名する者
- 2 協議会の委員の任期は3年とする。原則連続2期までとする。なお、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当な者がいない場合その他特別な事情が認められる場合は、この限りでない。
- 3 その職により就任した委員の任期は、前項の規定にかかわらず、その職にある期間とする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員（前項の規定において任期満了前にその職を退いた委員の後任者を含む。）の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び会長の職務代理)

第5条 主宰者を協議会の会長とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する

- 3 会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 議長は、会長が指名する。
- 4 協議会の議事は、委員の合議で決する。
- 5 協議が整わないときは、議長及び会長が協議して決定することができる。
- 6 協議会は公開とする。ただし、個人情報の保護その他の理由があるときは、非公開とすることができる。
- 7 会長は、必要に応じて委員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 8 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員（会長を除く。）は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議を委任することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、豊田市福祉部障がい福祉課において処理する。

- 2 市長は、福祉有償運送に関する相談、苦情等に対応するための窓口を豊田市福祉部障がい福祉課に設置し、必要に応じてその内容を協議会に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。